



倉主等に、外国貨物等^{※1}の搬出時に必要な許可・承認・届出があることを確認する義務^{※2}が関税法に定められました。(2026年6月1日施行の関税法第34条の2)

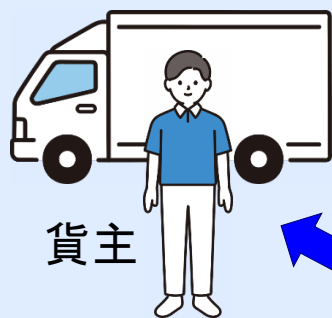
※1 倉主等が管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物。

※2 従前より、関税法基本通達に基づき、倉主等は保税地域から貨物を搬出する際に対査確認を行う必要がありますが、今般の改正により、関税法に規定することとしたもの。



これまでの搬出時の確認と同様、**貨主又はこれに代わる者から提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認**することを徹底する必要があります！

【例1】 貨主が貨物を保税地域(倉庫)から引き取る時に搬出確認を行う手順の場合

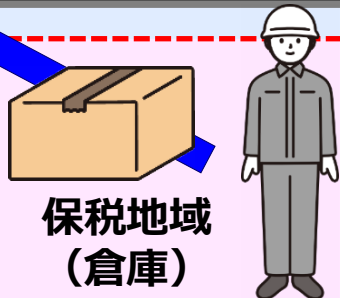


貨主

必要な許可・承認・届出

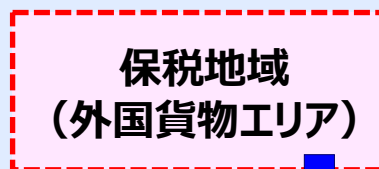
- ・外国貨物船(機)用品積込の承認
 - ・見本の一時持出の許可
 - ・外国貨物減却の承認
 - ・保税運送の承認
 - ・輸入の許可
- 他

- ①保税地域(倉庫)からの搬出時に必要な許可等を確認
- ②数量等の異常の有無を確認
- ③保税地域(倉庫)から搬出



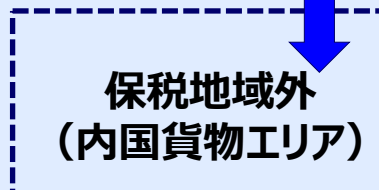
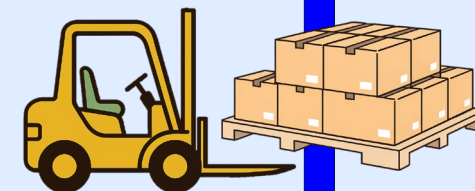
保税地域
(倉庫)

【例2】 輸入許可後に貨物を保税地域外(内国貨物エリア)へ移動する時に搬出確認を行う手順の場合



保税地域
(外国貨物エリア)

必要な許可・
承認・届出

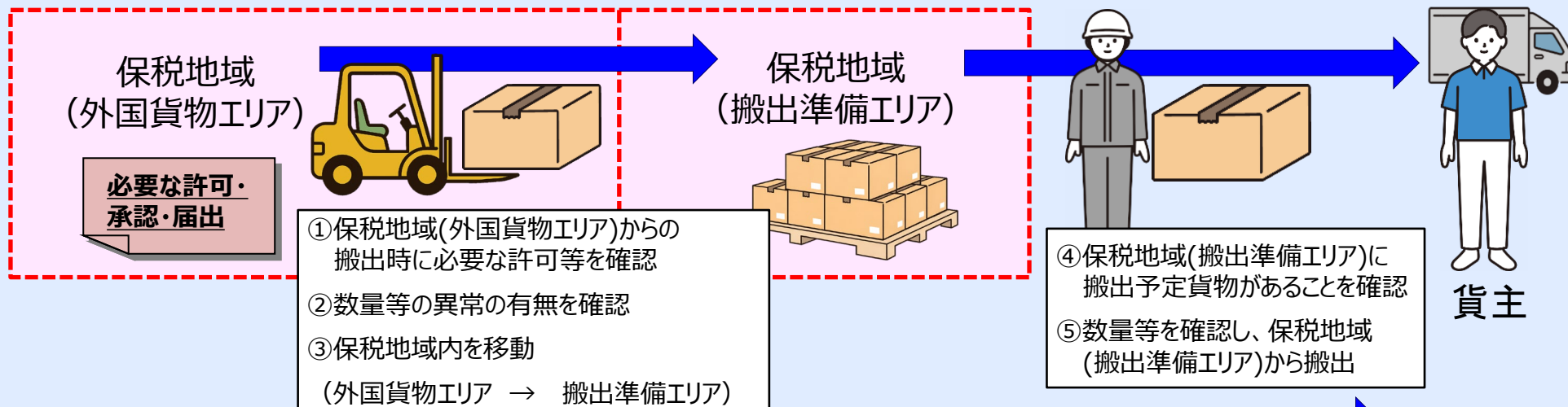


保税地域外
(内国貨物エリア)

- ①保税地域(外国貨物エリア)からの搬出時に必要な許可等を確認
- ②数量等の異常の有無を確認
- ③保税地域(外国貨物エリア)から搬出



【例3】 輸入許可後に貨物を保税地域内の別エリアに移動させ、その後、他の作業員が貨主の引き取り時に搬出確認を行う手順の場合



搬出時の確認

搬出作業が2段階（①～③と④～⑤）に分かれている場合は、①～⑤の**一連の行為**をもって、搬出時の確認を行っているといえるんだね。

保税地域（搬出準備エリア）に貨物を一定期間保管する場合には、⑤で搬出時に必要な許可等を再度確認しておくことで、誤搬出の防止によりいっそう繋がるね！



注意

貨物搬出時の確認を怠ったことにより誤搬出が発生した場合、**搬入停止処分等**（関税法第48条他）や**罰則**（関税法第115条の2）の対象となるので、作業時には十分ご注意ください。 ※適用は個別の事案ごとに判断することとなります。

【関係法令等】

・ 関税法第34条の2（外国貨物等を出すことの確認義務）

・ 関税法基本通達34の2-1（外国貨物等を出すことの確認）他